

昭和二十三年に児童福祉法が施行されてから、本年度、二十周年を迎えることとなりました。第二次大戦後の荒廃のなかから再出発したわが國の児童福祉事業も、それから二十年、この間の事業の進展は、めざましいものがあります。児童相談所とともに地方における児童福祉行政の実施機関として、事業の推進にあられた福祉事務所職員の方がたの御努力に對しましては、深く敬意を表するものであります。

しかしながら、児童福祉の現状をみますと、まだまだ十分な点が多く、私たちは、この二十年間の業績をふまえて、今後さらに、事業の推進に努めなければならぬと思ひます。

今後の児童福祉事業の推進の方向として、まず、児童福祉の現状が立ち遅れている対策を早急に推進する必要がありますが、同時に今後の社会、経済の變せんに対応し、時代の要請に応じた施策を、長期的な展望の下に配慮する必要があります。また、最近、その進歩の目覚ましい心理学、教育学等の領域の輝かしい成果を、児童福祉行政のなかに、積極的にとり入れ、應答の近代化、科学化を図つて行く必要があると考へます。

このような観点に立つて、今後の施策の重点として、まず第一は、心身障害児対策の推進であります。心身障害児対策は児童福祉対策のうちで、比較的最近に重点的にとり上げられた施策の一つで、

施策の立ち遅れが目立ち、とくに、重度の障害児に対する施設の整備等の面において著しく、先進諸國の状況と比較すると十年以上遅れていると言われております。今後、重度の心身障害児をはじめ、心身障害児のための施設を早急にしかも計画的に拡充するとともに、在宅の障害児に對しても施策を充実し、遅くとも今後の十年間のうちに先進諸國の水準に達するように努力したいと考へます。また同時に、心身障害の発生原因とその

児童福祉法施行二十周年をむかへて



渥美節夫

治療方法等についても研究を進め、障害の発生予防のために必要な母子保健対策についても充実強化を図らねばなりません。

第二は、健全育成対策の推進であります。わが國の人口の推移を見ますと、今後、ますます、幼年人口が減少し、昭和四十年の約二五〇万人（総人口の約二五％）の幼年人口は、二十一世紀初頭の昭和八十年には約二二五〇万人（総人口の約二七・六％）に減少すると推計され

ており、人口の老齡化は顕著のものがあります。この限られた幼年人口を心身ともに健全に育成することは、極めて重要であり、このためには、児童の健全育成対策を、さらに強化する必要があります。また、この幼年人口の減少とともに人口の都市への集中化の現象が進行して

おり、昭和四十年の首都圏、東海、京阪神の人口約四五〇〇万人（総人口の四五％）は、昭和七十年には約七〇〇〇万人（総人口の六〇％）になると推定されて

産業構造の變せん等による労働力の不足婦人の地位の向上、消費生活水準の向上等による就労婦人の増加は今後さらに増大し、一方核家族化の進行に伴い、家庭で保育を受けられない要保児童は、一層増加するものと考えられます。現在、保育所の増設を年次計画を立てて実施していますが、今後さらに保育対策の充実強化を図る必要があると考へます。

以上、述べました施策は、四、地方公共団体がその分担に對して推進し、児童相談所、福祉事務所等がその第一線の機関としてこれにあたることとなりますがとくに福祉事務所の活動に期待したいのは、児童の健全育成の分野に對してであります。昭和三十一年に、児童局を児童家庭局と改称して以来、家庭児童相談所の拠点として、福祉事務所が家庭児童相談所を設ける方針をたて、家庭相談事業の強化を図ることとしたのも、このゆえであります。また、地域住民の積極的な参加が必要であり、子ども会、親の会等の地域組織活動の進展にもつとめなければなりません。このような一般家庭にある児童に對する健全育成施策は、地域に密着した福祉事務所の活動にまつところが大きいものと考えます。

児童福祉法施行二十周年を迎えまして今後の児童福祉事業の発展のため、福祉事務所の職員の方がたの御活躍を期待してやみません。
(厚生省 児童家庭局長)

43年度の生活保護

四十三年度の新しい生活保護行政の方針が出され、福祉事務所の皆さんも、基準改定その他でお忙しいことと思ひます。

今年はとくに基準引上げで、財政硬化の折引上げは抑止すべきなどという意見があり、世論がわき起りましたが、その中で二三割引上げをみたことは特筆すべきことです。

また実施要領についても、補償金・保険金を認めただことは、去年

――特 集――

の制度金にひきついでの改正であり、また事務簡素化の面で、主費の自給率を廃止するなど、実態により近づける改正がなされております。医療扶助についても今後は指導に重点を置くべく配慮がひきつぎなされておられ、監査方針ではケースの取扱ひについて、方針が示されております。以下、今月号はそれらについて解説を特集しました。

第24次基準改定

生活扶助基準の改定

格差縮小を目標

基準抑止意見おさへ「提言」尊重

生活保護制度の大宗をなす生活扶助基準は、昭和三十九年十月、社会福祉審議会生活保護専門分科会の中間報告の趣旨である「國民生活の動向に對し、これとの格差是正の見地からその改善を図るべきである」という立場から改善を行ない、当該年度の一般國民の消費水準上昇分に格差縮小分を加えて改善を行なってきたところである（表一）。

したがって、当該年度における一般世

積極的に基準引上げを、

社会福祉審議会
生活保護専門分科会

「提言」の示す方向

この「生活保護基準の改定について」の提言は、昭和四十二年十一月三十日社会福祉審議会生活保護専門分科会から厚生大臣に提出されたものであり、その提言の内容は次のようなものである。

当分科会は、生活保護基準の改定について、先に、一般國民の消費水準との格差縮小を図る見地から改善を行なうべきであると表明したところであるが、最近財政硬化問題とからんで生活保護基準の改定を消費者物価程度におさえるべきであるという意見がある。しかしながら

に必要であり、生活保護基準の改善の予
ンホをゆるめることができないこと。

50%の引き上げは諸外国と比べて低
2、生活保護基準は一般国民の消費水
準に比較すると50%をわずかに上回る
程度であり、この程度では保護受給者の
減少からみて、国民生活の改善に即した
格差縮小となっていないとみられる。ま
た、イギリス、西ドイツなどにおける格
差を比較しても、なお、相当のへたたり
があること。

免税引上げ対策

3、さらに、生活保護基準は従来から
免税世帯の改定とはほぼ歩調を進めてき
たところであるが、明年度においても所
得税減税に伴い、かなりの免税点の引上
げが予想されること。

4、生活保護水準の改善にあたっては
財政健全化の事情を考慮できないわけは
ないが、むしろ、このような事情のも
とでこそ、あらゆる施策に優先して行な
われるべきであり、政治姿勢として底辺
の階層に対して一般国民の生活の動向か
らいかに取り残されたという印象を
与えるべきでないこと。

以上の理由から、昭和四十三年度の生
活保護基準の改定にあっても、当該年
度における一般国民の消費水準の向上の
度合いを前提とし、これとの格差縮小を
図る見地から少なくとも従来程度の引き
上げを行なうべきであるとしている。

13%の引上げ決定

見込まれた実質水
準7.8%の伸び

生活保護基準の改定にあたっては、前
述のとおり、生活保護専門分科会の意見
等を尊重して改定されたのであるが、こ
れを具体的に述べると、明年度における
個人消費支出の伸び率(四・四パーセントを
参考としつつ、最近における一般世帯の
消費水準の向上の兆候等を勘案して、実
質的に一般世帯と保護世帯との消費水準
の格差縮小を図りうるという立場から生
活扶助基準(三・三パーセント)の引上げを決
定したのである。

すなわち総務府家計調査の数年間の実
績からみて過去三年間毎年八・八パーセン
トから一・一パーセントの伸びで推移して
きており、明年度においても余程の事情
がない限り一・〇パーセント程度(名
目)の伸び率と考えられる。したがって
生活扶助基準(三・三パーセント)の引上げに
よって一般世帯との格差はさらに縮小す
るものと判断したのである。(表2)

このように昨年度まで当該年度におけ
る一般世帯の一人当たり消費水準の伸び
をみるにあたって、個人消費支出の伸び
率を人口修正していたものを上記のよう
に判断したのは個人消費支出の内容は
各世帯が実際に支出する食費、住居
費、被服費等の一般家計費のほか、現実
には支出されていないが国民所得統計の

概念上、家計が支出したものとみなされ
る政府等からの現物給付、たとえば、社
会保険に加入している場合の社会保険費
用や団体消費等を含む総合的な費用概念
であり、これをもって厳密な意味での一
般世帯の家計費の伸び率としてみることは
多少過大となる。これは、社会保険費
用の最近の著しい増加からも明らかとな
るところである。したがって、個人消費支出
の伸び率そのものを、一般世帯の家計費

本年度のエンゲル係数は48.9%

さらに生活保護基準の改定にあたって
は上述のように一般国民と保護世帯との
消費水準の格差縮小を図るとの見地か
らの判断のほかに、従来から採用されて
いるエンゲル方式によって科学的、合理的
な面から最低生活費の妥当性を検証し
最終的判断を行なっている。なお、この
算定方式により最低生活費を算定する際
飲食費をエンゲル係数で除して算定さ
れるが、ここで使用された本年度のエン
ゲル係数は四八・九パーセントであり、
昨年度のエンゲル係数五二・二パーセン

の伸び率としてみることは必ずしも適切
とはいえない面があるからである。
このようにして生活扶助基準が三・三
パーセント引上げられたことにより実質生
活水準の改善は昭和四十三年度の経見
通しによる消費物価(全国)が、四・
八パーセントの伸びと予測されているの
で、七・八パーセントの実質水準の伸び
が見込まれることとなる。

トに対してかなりの改善がなされたこと
になる。

このようにして、生活扶助基準額が一
三・三パーセント引上げられた結果、一級地
(東京、大阪等の大都市)標準四人世帯
(三五歳男(無業)、三〇歳女、九歳男
四歳女)で現行三、四五二円が二六、
五〇〇円に改善され、月額三、〇四九円
の増額となった。この増額の内訳は、飲
食物費が一、六九三円、その他の経費が
一、三五六円である。

その他の扶助等の改定

実態を勘案し、行管の勧告いれる

生活扶助基準の改定は以上に説明した
とおりであるが、その他の扶助基準各種
加算および勤労控除等についても表3の
みまう。

◇住宅扶助基準

七年ぶりに改定

東京都特別基準で七、九三〇円まで

住宅扶助基準の家賃、間代、地代等の
一般基準については、昭和三十六年度に
改定され、そのまま据え置かれていたの
で、実態とかけ離れたものとなってい
た。また、このような実態に対して、昨
年七月行政管理局の勧告もあり、現行の
一般基準額(一、〇〇〇円)(一、二級地)
を二、一八〇〇円に改定した。

なお、一般基準額でまかなえない場合
には、各都道府県毎に第二種公営住宅の
家賃の最高額を標準として定めた額の一
・三倍の額まで、特別基準として認める
こととしその地域の実態に即応できるよ
う配慮している。本年度における東京都
の場合は特別基準として七、九三〇円の
範囲内で認めることとしている。

◇教育扶助基準

教材費等の値上り

で平均9.5%の引上げ

父兄の教育に対する熱意により年々教
育水準が高まり、教育費の支出が増加し
ている。また、消費者物価の高騰により
教材費等の値上がりが出ているので、こ
れに対応させるため、教育扶助基準を平
均九・五パーセント引上げ、小学校三年

◇生業扶助基準

中・高年齢層、母子世帯 等に活用を

特別基準は
五万円まで

生の場合、昭和四十三年度の三、五五円が
三、六五五円に、中学校一年生の場合昭和
四十二年の九、一五五円が九、九〇〇円にそれぞ
れ改定した。

最近の雇用機会増大により要保護状
態から離脱してゆくものが多いが、これ
は一般に若年労働力の派出や雇用主が希
望する雇用条件に合致した能力を有した
者のみであり、多くの中高年齢層、稼働
能力に何らかの欠陥のある者や母子世帯
等の雇用機会は依然として制限されてい
る状態である。したがって、このような
者に対して、生業費の活用によって、就
労の機会を与えて収入の増加により、自
立助長させていくことが必要である。

しかしながら、現在の生業費の額(三〇
〇〇〇円)は、昭和三十七年度に定められ
たものであり、ここ数年消費物価の上昇
などにより、この生業費の額では生
計の維持に効果的な生業費の需要を満た
すことができない場合がある。

このような実態を勘案して特別基準と

して五〇、〇〇〇円の範囲内で認めるこ
とができるよう改善したのである。

◇基礎控除

一級地 日雇の職種で

三六〇五円→四二二〇

円に

基礎控除には業種別基礎控除と収入金
額別基礎控除があるが、業種別基礎控除
は生活扶助基準の改定と同程度の改善が

行なわれ、昭和四十三年度の(2)の職
種(一級地)三、六〇五円であったのが
四、二二〇円に改定された。また、業種
別基礎控除と収入金額別基礎控除を合
算した額は、昭和四十三年度の収入金額
一五、〇〇〇円までの収入の一〇〇分
の二六を乗じた額であったのを、収入金
額一七、〇〇〇円までの二〇〇の二六と控
除率変更換算の額を二、〇〇〇円引上げた
ものである。

最低生活保障水準

一級地四人世帯で四、四〇〇円の増一稼働の場合

以上のように生活扶助基準をはじめ、
その他の扶助、各種加算および勤労控除
等が改善された結果、具体的に保障され
る最低生活費は(表4)、一級地標準四

生活と福祉

第145号

- ある厚生部長の昨今……山崎 卓……(1)
- 児童福祉法施行二十周年にちなんで
温美節夫……(2)

一特集

- 43年度の生活保護……(3)
- ◇第24次基準改定……厚生省保護課(3)
- ◇実施要領の改正……厚生省保護課……(8)
- ◇医療扶助運営要領の一部改正
について……厚生省保護課……(13)
- ◇生活保護監査方針……厚生省生活保護
監査参事官室(16)

- 福祉のこころ
劣等感? ……(21)
- 「身と心」
福祉主事作家
- 海外資料……藤田貴恵子……(22)
- 監査メモ……児玉良男……(24)
- 読者の声……宮原茂次……(24)

カット 渡辺千代樹

表 3 第24次生活保護基準改定の概要(1級地)

	第 23 次 改 定 (42年4月)	第 24 次 改 定 (43年4月)	摘 要
1. 生活扶助基準 (基準生活費)	円	円	
(1) 居宅(1類+2類)	23,451	26,500	標準4人世帯
(2) 期末一時扶助	12月1人(居宅) 1,805 当たり(取寄) 650	1,805 650	級地別生活扶助基準
(取寄保護基準)			(1級地 26,500円 2級地 24,115 3級地 21,730 4級地 19,345)
(1) 救護施設	7,650	8,540	} 43年5月1日改定予定
(2) 更生施設 (加算等)	8,110	9,050	
(1) 妊産婦加算	妊娠6ヵ月未満 1,345 妊娠6ヵ月以上 2,020 産 婦 1,245	1,495 2,245 1,385	
(2) 母子加算	1,780	2,080	
(3) 障害者加算	2,410	2,710	
(4) 精神児童加算	1,400	1,700	
(5) 若齢加算	1,500	1,600	
(6) 在宅患者加算	1,945	2,165	
(7) 人工学費	3,290	3,290	
(8) 入院患者日用品費	精神 2,160 その他 2,700	2,505 3,130	
(9) 一時扶助	5,000円以内	5,000円以内	中学校入学時の学童服 (42年度) 3,000円 → (43年度) 4,000円 (133.3%)
2. 教育扶助基準			このほか教科書等図書代、学校給食費通学費の実費が支給される。
小学3年	学用品費等 335	365	
中学1年	915	990	
3. 住宅扶助基準			住宅事情により第2種公営住宅家賃の最高額を標準とした特別基準を設定
家賃開代等	2,000	2,800	
家賃補助維持費	(年額) 10,000円以内	10,000円以内	
4. 医療扶助基準	同	同	
5. 出産扶助基準	1 件(居宅) 8,000円以内 (施設(特基)) 13,000円以内	8,000円以内 13,000円以内	このほか衛生材料費が1,200円支給される
6. 生業扶助基準			43年度より特別基準として50,000円以内
(1) 生業費	(1件) 30,000円以内	30,000円以内	
(2) 技能修得費	(1件) 15,000円以内	15,000円以内	
(3) 就職支度費	(1件) 15,000円以内	15,000円以内	
7. 葬祭扶助基準	(大人) 8,000円以内 (小人) 6,400円以内	8,000円以内 6,400円以内	
(勤労に甘んずる必要経費)			
(1) 業種別基礎控除			
① の職種(内職)	2,580	2,970	} 業種別基礎控除適用者について、その者の収入金額に対応して控除される。
② の職種(日雇)	3,605	4,120	
③ の職種(土工)	4,665	5,320	
(2) 基礎控除合算額 (収入金額別基礎控除を含めた場合)	(最高) 6,530	7,180	
(3) 特別控除	19,300円以内	21,800円以内	
(4) 新規就労控除	2,000	2,000	
(5) 未成年者控除	2,000	2,000	
(6) 不安定就労控除	1,000	1,000	
(7) 戻費控除	(社会保険料、組合費、交通費等)	同	

表 4 最低生活保障水準具体例

	標準4人世帯	老人2人世帯	母子3人世帯
	夫(35歳)日雇妻(30歳)長男(9歳)小3長女(4歳)	夫(70歳)無職妻(67歳)無職	母(30歳)長男(9歳)長女(4歳)
35年度	円	円	円
1級地	11,044	5,421	8,890
4級地	7,996	3,881	6,667
40年度			
1級地	23,294	12,654	17,599
4級地	17,077	9,245	12,836
43年度			
1級地	33,785	19,302	25,253
4級地	24,665	13,775	18,376

表 1 生活扶助基準の推移(標準4人世帯1級地)

	実施年月日	基準額	対前回比	指数
	昭和年月日	円	%	
第16次	35.4.1	8,914	-	100.0
第17次	36.4.1	10,344	16.0	116.0
第18次	37.4.1	12,213	18.0	137.0
第19次	38.4.1	14,289	17.0	160.3
第20次	39.4.1	16,147	13.0	181.1
第21次	40.4.1	18,204	12.0	204.2
第22次	41.4.1	20,662	13.5	231.8
第23次	42.4.1	23,451	13.5	263.1
第24次	43.4.1	26,500	13.0	297.3

表 2 一般勤労世帯と被保護労働者世帯の消費支出額の格差

	東京都区部				格差 (B/A)
	一般勤労者世帯		被保護労働者世帯		
	1人当たり消費支出 A	指数	1人当たり消費支出 B	指数	
昭和35年度	円 9,039	100.0	円 3,437	100.0	38.0
36年度	10,295	113.9	4,275	124.4	41.5
37年度	11,203	123.9	4,984	145.0	44.5
38年度	13,291	147.0	5,883	171.2	44.3
39年度	13,870	153.4	6,528	189.9	47.1
40年度	14,636	161.9	7,351	213.9	50.2
41年度	16,006	177.1	8,277	240.8	51.7

資料：被保護生活実態調査、総理府家計調査(FIES)

人世帯で稼働収入を得ている場合(世帯主が日雇労働者)次のようになる。

	昭和42年度当初	昭和43年度当初
生活扶助基準	23,451円	26,500円
住宅扶助基準	2,000	2,800
教育扶助基準(小)	335	365
勤労別基礎控除(除)	3,605	4,120
計(最低生活保障水準)	29,391円	33,785円

この最低生活保障水準は昨年度の当初より一五%の引上げが行なわれたこととなる。なお、この具体例では住宅扶助基準は一般基準を計上しているが、限度額(第一種公営住宅の最高家賃額を標準として定めた額)に一・三倍した特別基準額を

前述のとおり、本年度における東京都の場合七、九三〇円の範囲内で認定されることとなっている。また、教育扶助基準については、学用品、実験費、習見学費等の基準額のみが計上されているが、このほかに、学校給食費、教科用図書代および通学交通費等の実費が支給されることになっている。さらに、勤労に伴う必要

実施要領の改正

保護者の第二次改定とあわせて保護の実施要領の一部が改正され、本年四月一日から適用されることになったが、今回の改正点の概要は次のとおりである。なお、既存の個別通知を収録した事項および昨年八月一日の身体障害者福祉法

世帯の認定

三カ月の入院実績要件から除く

医療費負担不当な扶養義務なくす

一 入院患者に対し、出身世帯員がいずれも生活保持義務関係にない場合の世帯分離の要件を「六カ月以上入院を要する場合」とした(局第一の2の(4)のイ)。
 従来の要件は、「入院している期間がすでに三カ月をこえ、かつ、引き続き三

な経費として業種別基礎控除のみが計上されているが、このほかに収入に応じて控除される収入金額別基礎控除や、通勤に必要な交通費、社会保険料および労働組合費等が実費控除される。したがってこれらの実費や実費控除額等を合めた勤労者の最低生活保障水準はさらに増加することとなる。(厚生省保護課)

一部改正に関連して実施要領中「精神回復後保護施設」を「内部障害者更生施設」に改めたこと、その他表現の整理にとりまら事項については説明を省略したので前置された。

5年以上の精神病患者

一 夫婦の場合世帯分離

二 同じく入院患者の世帯分離に関して入院している期間がすでに一年をこえかつ、引き続き五年以上の入院を要する精神病患者については、出身世帯にその者の配偶者が属している場合であっても世帯分離を認めることとした(局第一の2の(4)のイ)。
 夫婦の一方が精神病により長期入院している場合には、一般に長期間の別居生活に加え、夫婦間の精神的交流が断絶した結果、形式上の夫婦関係の継続にみならず実態上は離婚に等しい状態にあることが推定されるが、このような場合

その実態を無視して通常の夫婦と同様に取り扱うことは社会通念に反することとなるので今回取扱い方針を改め、実態上離婚状態にあり、実施機関が出身世帯の自立助長のため必要と認められた場合には、入院見込期間を確定したうえで世帯分離を行なえるよう定めたものである。
 また、この取扱いにより世帯分離された場合であっても、なお扶養義務者としての扶養の履行を義務づけられているのであるが、かかる実態にある夫婦間の扶養義務に関する民法上の判断等を考慮し今回局第4の2の(4)のイ及びイを改正したことにより、その扶養の程度の標準は生活扶助義務者の場合に準ずることとされたので前置された。

なお、同一世帯に属する生活保持義務関係にある親子であつて、その子が精神病により入院した場合については、夫婦の場合と異り、世帯分離を行なう根拠となる理由が認められないので、従来どおり同一世帯員として取り扱うものである。
 三 重度身体障害者更生支援施設または重度身体障害者収容授産施設入所者が出身世帯員といふれとも生活保持義務関係にない場合、世帯分離できることに改めたこと。(局第一の2の(4)のイ)

これらの施設はいずれも重度の身体障害者(恒常的な要保護者)の長期収容を

目的とする施設であつて、救護施設等と区別する理由がないためである。

四 入院により世帯分離されている者が引き続きその更生を目的とする施設に入所する場合、世帯分離の取扱いを継続できるものとしたこと。(解説)

最低生活費の認定

敷金の範囲拡大など

各面の要望徐々にはいる

一 日割計算を三〇日を分母とすることを原則とするが、月の実日数に応じて行なうことが適当である場合には、実日数によることとされたこと。(局第4の2の(4)のイ)

解説 従来は事務簡素化の観点から日割計算の分母を三〇日とすることに統一されていたが、三二日の月や二月において、特に月の末日に保護の開始、廃止、変更がある場合、支給額に過不足を生じる等の不合理な点があった。
 これを是正するために、実情に応じて月の実日数により日割計算を行なうことができるように改められた。

二 蚊帳の支給を必要とする場合、住居網戸の設置認められる

従来「病後回復者の後保護を目的とする施設」とされていたのを改め、これに類似した傷病回復者の更生を目的とする施設とする他の施設入所者についても同様の取扱いをすることとしたものである。

最近、第二種公営住宅などにおいて、蚊、虫の侵入を防いだり、通風の効用がうえから網戸を設置する世帯が多くなっている。今回、網戸の設置を認めることとしたのは、単に通風をよくして生活を快適にするという趣旨で認めるものではなく、あくまでも蚊帳を必要とするような環境であつて、蚊帳よりも経済的である場合に「世帯につき一、五〇〇円に限り認められるものである。したがって、世帯員数により網戸の増設が認められるものではなく、また蚊帳を支給しなうえ

解説 最近、第二種公営住宅などにおいて、蚊、虫の侵入を防いだり、通風の効用がうえから網戸を設置する世帯が多くなっている。今回、網戸の設置を認めることとしたのは、単に通風をよくして生活を快適にするという趣旨で認めるものではなく、あくまでも蚊帳を必要とするような環境であつて、蚊帳よりも経済的である場合に「世帯につき一、五〇〇円に限り認められるものである。したがって、世帯員数により網戸の増設が認められるものではなく、また蚊帳を支給しなうえ

解説 現在、学童服については実施機関において授産施設を利用したり一括購入するなどの方法により低額で購入するなど配慮されているが、地域によっては中学生の制服を定めているところもあり高額となっているので、実情に添うよう今回の増額が認められたものである。
 付添者の移送費は、
 五 移送費については、付添者を必要とする場合(おおよび被扶養者を引き取りに行つた)の規定が新たに設けられた。また移送費の範囲を交通費、宿泊料および飲食物費については包括的に規定しこれに伴い文言上の整理を行なつた。(局第6の2の(7))

〔解説〕

新設された規定では、身体障害者や老人等が施設入退所や検診、諸手続等のため付添者を必要とする場合と、家出入や他家に預けてある者が被扶養者となるべき者を引き取りに行く場合の費用が認められることとなった。

また、改定前は項目毎に計られていた交通費、宿泊料及び食料費を包括して規定することとした。

なお、(竹)以外の項目については保護の要否判定の対象とならないことに留意された。

また、移送費として支給される飲食物費については、基準生活費から減額しなくてもよいものである。

下水道設備費二万円以内

—市中部—

六 被保護者が市街地の中心部に居住している場合であつて、現在の(下水)尿尿を除く処理の方法では衛生を著しく損うことが認められ、かつ下水道設備による適切な処理方法がないときに限り、〇、〇〇〇円の範囲内において特別基準の設定があつたものとして下水道設備の新設に必要な額を認めさせしつかないものとされたこと(局第6の2の(8)イ)

〔解説〕

下水道設備は、従来認められていた配電設備や水道設備の場合と同様であるが第一義的には、環境衛生等の立場から、

当然他法他種による事業の一項として解決されるべき性質のものであり、これらと同様の観点から本法のこの取扱いが認められるものと解してはならない。

したがつて、実施に際しては、現在とされている方法が健康で文化的な生活を著しく損うものであるか否か、本法独自の立場から判断して慎重に取り扱うよう特に留意された。

今回認められた下水道設備には、尿尿処理については地方公共団体に於いて環境衛生上の支障が生じないよう実施責任がある(「汚濁法」参照)ので水洗便所は含まれないものである。

救金の範囲広がる

福祉施設退所する場合など

七 「転居に際し救金を必要とする場合」の範囲に、社会福祉施設から退所する場合、及び現住居において最低生活維持することが著しく困難であると認められる場合が新たに加えられた。また従来の規定のうち、入院患者が退院する場合及び現住居よりも低家賃の住居に転居する場合については本府協賛を廃止することされた。(課第4の30)

〔解説〕

今回新たに設けられた要件のうち、社会福祉施設から退所する場合は、例えば母子寮において子供が一八歳に達したために退寮しなければならぬ場合等、

施設収容目的を達したことによる場合に限り、強制退所等の措置により退所させられた場合は当然除かれるものである。

なお、職業訓練法に基づく施設から退所する場合は、近い将来において自力が予想されるので要件から除かれたものである。

また、現住居において最低生活を維持することが著しく困難であると認められる場合として予想される事例は、①他人の好意で、無料または低額の賃貸で居住していたが、もはやそれが期待できなくなった場合、の災害等で住居を失った場合などである。

生業費の引上げ

八 生業費について、一般基準三〇、〇〇〇円よりがたい場合、都道府県知事の承認により五〇、〇〇〇円の範囲内で特別基準の設定が認められたこと(局第6の7の(1)イ)

〔解説〕

被保護者の自立更生を推進するため、いさう適確な精算を講じ得るよう改善されたものである。

技能修得費について

九 炭酸離職者臨時措置法または駐留軍関係離職者臨時措置法の規定による職業訓練手当を支給される被保護者または雇用対策法第二三条第二号の規定による給付金を支給される被保護者に

ついては、そのうち技能修得手当として支給される金額に相当する額を技能修得費として計上することとしたこと(局第6の7の(2)イ)

〔解説〕

従来は「職業訓練手当(基本手当)及び技能修得手当の合計額のうち一日につき一五〇円の額」とされ、その月の通所日数にかかわらずこれを計上してきたものであるが、今回「そのうち技能修得手当(内訳は受給手当百額一六五円、通所手当月額最高二、〇〇〇円、日額四五百円平均計二〇〇円)として支給される金額に相当する額」と改められた結果、技能修得費として計上される額は通所日数の割合に応じて異なることとなった。

死亡診断費に特別基準

十 葬祭扶助に關し、死亡診断又は死体検案に要する費用が二〇〇円を超える場合は、葬祭扶助特別基準の額に当該二〇〇円を加算した額を特別基準の設定があつたものとして計上して差しつかえないこととしたこと。(局第6の8の(2))

〔解説〕

これらの諸費用のうち特に死体検案に要する費用については、地域格差が大きいため、葬祭扶助一般基準のみではまかないきれぬ場合があるという実情に応じ特別基準の設定を認めることとしたものである。

収入の認定

農業収入を金銭換算で

—主食— 自給認定は実態に合わず

一 主食の自給認定を廃止し、農業収入として取り扱うこととなったこと。改定の骨子は次のとおりである。

主食について

- (一) 主食(米及び非米主食)品目の取引量(仕送り・贈与分を含む)に基づいて金銭換算し、農業収入として認定することとしたこと。(局第6の1の(2)) (次第6の(1)次第7の(3)の(1)イ、局第8の1の(2)局第7の1、課第5の(1)イ、2、3、(削除))
- (二) (一)により金銭換算された農業収入について、勤労控除の適用を全面的に行なうこととされたこと。(課第6の(2)イ、局第8の3の(1)イ)

農業稼働者にも勤労控除を適用

自給認定事務の負担を除く

- 一 主食の自給認定及び主食に係る農業収入の認定の適用について、経過規程が設けられたこと。(次局課附則)

〔解説〕

の期間中、自給認定基準額表から、その世帯の主食費を自給として認定するといふ極めて複雑な取扱いによつてきた。また、世帯間の転出入等、世帯の変動があればその都度、自給認定期間及び認定額を変更してゆかねばならないなど、認定事務はケースワーカーの大きな負担となつており、事務簡素化について従前から実施機関の強い要望があつたところである。

また、従来の取扱いによる主食の自給基準額は、主食を自給している農業稼働者について、勤労控除の飲食物費相当分を見込んで八二〇円と定められていたが、農家における主食消費の実態に合致しないのみならず、他の職種に従事して就労収入を得ているに對する勤労控除の適用の仕方とも相異していた。主食自給農業稼働者その他の職種従事者との収入認定上の取扱いの統一と、勤労控除適用額の均衡を図るため、保有主食についてもすべて金銭換算して農業収入として取り扱ひ、他の就労収入と同様にこれに勤労控除を全面的に適用することとされたものである。

さらに、最近の農家経済の大勢は、自家消費作物よりもむしろ換金を目的とした作物の生産が主体であり以前のような自給自足もごく限られた地域になつてゐる。このような最近の農家の動向に對照して、本法実施の取扱いを改めていくこともまた必要なことであつた。今回、主

食に限つて金銭換算することとしたが、野菜・魚介・調味料・薪炭についても今後更に検討を重ねていくこととした。

仕送り贈与の主食も収入に

① 従来、自給認定されていた仕送り贈与による主食は農業収入とみなし認定されることとなつたこと。なお、就労の対価として支給された主食については局第8の2の(2)ただし書の取扱いにより、農業収入として認定することと留意すること。

改良普及員の意見もきく

② 農村における農業改良普及員は、当該地域における農耕の実態をよく把握していることに鑑み、農作物の取引量調査にあつては同普及員の意見をも参考にすること。

地域の食生活に合わせ

③ 主食品目から、あわ、ひえ、きびを除いたことは最近の農家食生活の実態に合うように改められたものである。また、鹿見崎のきつまいも、北海道のじゃがいものごとく、その地方では主食であつても、他の地方では主食でないものがあるのも、地域の実情に即して対応する必要があるため、地域の実情からみて適当でない場合は、野菜類料等として取り扱つてもさしつかえないこととされた。

地域の実情で価格をきめる

◇保護開始時の要否判定

各扶助並びに控除	判定に用いるもの	判定に用いないもの
生活扶助	基準生活費 加工業費 入院患者日用品費	期末一時扶助費 被服費 家具什器費 移送費 配電水道等設備費
教育扶助	教育扶助基準 教科書、副読本代 給食費、交通費	
住宅扶助	家賃、間代、地代	敷金 住宅維持費
医療扶助	医療費 短期医療費(特例)	
出稼扶助	出稼費	
生業扶助		生業費 技能修得費 就職交際費
葬祭扶助	葬祭費	
各種勤労控除及び必要経費控除等	業種別基礎控除 必要経費の実費控除 出稼費等 児童費 公租公課	収入金額別基礎控除 特別控除 新規就労控除 新成年者収入控除 不安定期間控除 500円控除 現物金の低置

護の要否判定を行なうこととされたこと。(届第9の2の1)、課第7の7、同(5)
(解説)
従来の取扱いは、会社員、銀行員、

公務員等の常用勤労者で、期末、賞与等の手当の支給をうける年間収入がほぼ確実に推定できる場合で通常月に保護の申請があったときの明確な取扱いがなされていなかった。

④ 主食の販売価格は米等のように統制価格のあるものは政府買上価格によるものであるが、等外米を自給している場合等については、政府買上価格の最低価格をもって認定することとするが、米粉として消費される場合は米粉の売却をもって認定すること。また、価格の変動の著しい品目については、原則として取替期の価格によるべきであるが、それによりがたい場合は地域の実情に応じ出稼時等の価格を調査のうえ決定すべきものである。

⑤ 主食の自給認定及び主食に係る農業収入の適用については、附則により経過規定が設けられた。すなわちこの実施要領改正時点(昭和四十三年三月三十一日、同年四月一日)に被保護世帯であり、現に主食を保有して、自給認定期間内である場合は、その保有している主食は、その自給期間中従前の取

扱いによる。したがって、改正時点以降、新規に保護申請があった場合は、改正実施要領により、保有米等の主食は金銭換算することとなる。
また、改正時点は米の自給期間中にあり八月に自給が終了する場合であっても、当該世帯について五月に収穫があった長については、改正実施要領により金銭換算することとなる。

あるが、なおその公的性格に伴い、國の行なう生活保護制度と調整をはかる必要がある点を考慮して、届第9の2の(5)にいう自立更生のための用途に供すべきものであることが支出の目的として明示されているものに限り、「自立更生を目的として支出される金銭」に該当するものとし、したがって地方公共団体又はその長が年末(結、期末等の時期)に支給する金銭は従来どおり、次第7の3の(2)の工によって取り扱われることを確認したこと。

基礎控除について
農業収入を各月に分割して認定するに際して、二以上の農業収入が、同一月において重なった場合の基礎控除は各月ごとに適用されることになった。また農業収入と他の就労収入とが重なった場合は、収入額の多い職種により基礎控除を適用することとされた。

三 災害等によって被保護者が損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金又は保険金のうち、当該被保護世帯の自立更生のための用途に供されるものについては、収入として認定しないものとしたこと。(次第7の3の(3)のイ、同第8の2の(5))
また、自立更生を目的として支出される金銭及び災害等による補償金又は保険金の取扱いに關連して、「自立更生のための用途」の具体的内容を細目にわたって列挙するとともに、これらの用途にあてられる金銭の限度額を明示したこと。(課第6の問答40)

経費を含め、その実額必要額を認定して差しつかえない。
公的な恩恵金について確認
四 地方公共団体が被保護者に対し臨時的に支給する金銭のうち、次第7の3の(3)の工にいう「自立更生を目的として支出される金銭」に該当するものを明示したこと。(課第6の問答43)

五 勤労控除の取扱いは、業種別基礎控除の月間就労日数別適用区分を、改正前の五分区分から四分区分に改め適用率の最低を十日以内四〇%としたこと。(届第9の3の(1)のイ)

この改正部分については、すでに本誌前月号「生活保護揭示板」において解説してあるので省略する。なお、災害等による補償金又は保険金を受領するために必要な経費については、裁罰等に要する

この改正部分については、すでに本誌前月号「生活保護揭示板」において解説してあるので省略する。なお、災害等による補償金又は保険金を受領するために必要な経費については、裁罰等に要する

地方公共団体が同法の規定により、単に条例又は予算措置により住民の生活の維持向上を図るために支給する金銭については、原則的には、民間より支出される金銭と同様に取り扱うべきで

通常の就労状態、ある程度の収入のある者に対して勤労意欲の助長を図るという趣旨から収入金額別基礎控除制度が設けられている。今回は特に特別な稼働収入に対する勤労意欲の助長を図るという観点から就労日数別適用区分の改善を図ったものである。

保護の決定

要否判定は年間収入の平均月割額で

一 常用勤労者について年間収入が確実に推定できる場合、保護の申請月以降

これらの者を通常月の収入のみで要否判定すると、その月は要保護状態となる場合があるが、期末、賞与等手当の支給月は、最低生活費の二倍の収入のある場合がある。
これらの者は、期末、賞与等手当を含めた長期の生活設計により生活している実態であり、これに合わせ、その取扱いを明確にしたものである。
二 保護の開始時の要否判定において最低生活費として計上すべき費用及び収入

入認定に当て用うべき各種控除制度について、具体的費目の範囲が明示されたこと。(課第7の4、5、6)
(解説)
この取扱いは従来の考え方については、次頁「生活保護揭示板」において詳述する予定であるのでここでは省略する。
開始時の要否判定に用いる費用と用いない費用を類別すれば表のとおりであるので参考とされた。

医療扶助運営要領の一部改正について

事務簡素化して世帯の指導を徹底

要否意見書なども簡単に

医療扶助運営要領の一部が改正され本年四月一日から適用されることとなったがその改正の概要は次のとおりである。
一 医療扶助に関する福祉事務所の内部事務及び指定医療機関が提出する要否意見書等の記載内容について簡素化したこと
従来、福祉事務所における医療扶助の実態については、その職務分担が不明確である等事情から医療扶助事務全般にわたらずしも手戻した効果を挙げるに至らなかった。そこで昭和四

p16

生活保護揭示板

災害等による補償金

保険金の取扱



被保護者が災害等のため損害を被り補償金や保険金を受けつた場合、従来は他の臨時金収入と同様に、必要経費を除いて一千円を超えるときは、その超えた部分は、保護の適用に際しすべて収入認定されてきた。しかしながら、近年交通事故による被害者の増加は重大な社会問題となり、また事故の補償金や共済制

一、取扱の趣旨と大要

交通事故、天災等の各種災害や公用収入等本人の責に帰し得ない事由によって人格権又は財産権に損害を受け、これに對して法的根拠に基づき損害補填の手段が提供される場合、生活保護制度においても、その損害の補填措置を認めることが、生活保護法に規定する制度の目的に適合する限度において配慮されて然るべきものである。

損害の補填を生活保護制度の中において認める場合、補償金等をもって、生活保護制度として認め得る一定限度内において直接的な損害の補填に於てこれを

れる額」については、収入として認定しない取扱とした。

(次官通達第7の3の(ウ)のイ)

また、この措置に関連して、局長通達(昭和三十八年四月一日社第第一四六号社会局長通達「生活保護の実施要領について」をいう。以下同じ。)において、収入認定しないものとする補償金等の取扱の基準を専断金と同様の趣旨として示すこととした。(局長通達第8の2の(ウ)すなわち、次官通達による補償金・保険金のうち自立更生に於てられる額として収入認定から除外されるものは、次のいずれかに該当する金額に限られる。

二、取扱の上留意すべき事項

- (1) 直ちに生業、医療、家庭補修、修学等当該被保護世帯の自立更生のための用途に供されるもの。
- (2) 正当な理由により、現在直ちに自立更生のための用途に於てられないが、将来自立更生のための用途に於てる計画があり、それまでの間適當な者に預託されているもの。次に、保護の実施機関が個々のケースについて、自立更生のための用途に於てられる額を認定する際の、具体的な費用の範囲及び経費の限度額について、保護課長問答通知によって具体的な基準を示した。(後述(一)参照)

「災害等」によって受けるものであること。

ここにいう災害等とは、地震風水害等の自然災害のみならず、交通事故等他人の行為又は不作為を含む。この場合、不法行為に限らず、土地収用等公共の福祉のために課せられる財産権の制限のよう

に適法な行為であっても補償の対象となるべき損害を生じさせる行為も含むものである。

「被保護者が損害を受けたことにより支払われるものであること。」

被保護者が損害を受けたことを原因として、その損害賠償として、若しくは持

費である。

これらは、あくまでも最低限度の生活を維持するための生活基礎を構成する限りにおいて、その回復が認められるのであるから、かかる限度を超える部分については原則回復を認める趣旨ではない。

- (1) 賠償のほかに、保護の実施機関が当該被保護世帯の構成、世帯員の稼働能力その他の事情を考慮して被保護世帯に對し相導のうえ立てさせた自立計画の遂行に要する経費を収入認定から除外する。
- (2) 運用上、原則として、補償金・保険金は、第一に原状回復に於て、次にその余分がある場合は死亡等原状回復が不可能であるか不適当な場合に、その金額の範囲内で最も有効な自立計画を作成しその実施のために於てるよう相導することと適當である。

- (1) 賠償のほかに、保護の実施機関が当該被保護世帯の構成、世帯員の稼働能力その他の事情を考慮して被保護世帯に對し相導のうえ立てさせた自立計画の遂行に要する経費を収入認定から除外する。
- (2) 運用上、原則として、補償金・保険金は、第一に原状回復に於て、次にその余分がある場合は死亡等原状回復が不可能であるか不適当な場合に、その金額の範囲内で最も有効な自立計画を作成しその実施のために於てるよう相導することと適當である。

- (1) 賠償のほかに、保護の実施機関が当該被保護世帯の構成、世帯員の稼働能力その他の事情を考慮して被保護世帯に對し相導のうえ立てさせた自立計画の遂行に要する経費を収入認定から除外する。
- (2) 運用上、原則として、補償金・保険金は、第一に原状回復に於て、次にその余分がある場合は死亡等原状回復が不可能であるか不適当な場合に、その金額の範囲内で最も有効な自立計画を作成しその実施のために於てるよう相導することと適當である。

- (1) 賠償のほかに、保護の実施機関が当該被保護世帯の構成、世帯員の稼働能力その他の事情を考慮して被保護世帯に對し相導のうえ立てさせた自立計画の遂行に要する経費を収入認定から除外する。
- (2) 運用上、原則として、補償金・保険金は、第一に原状回復に於て、次にその余分がある場合は死亡等原状回復が不可能であるか不適当な場合に、その金額の範囲内で最も有効な自立計画を作成しその実施のために於てるよう相導することと適當である。

- (1) 賠償のほかに、保護の実施機関が当該被保護世帯の構成、世帯員の稼働能力その他の事情を考慮して被保護世帯に對し相導のうえ立てさせた自立計画の遂行に要する経費を収入認定から除外する。
- (2) 運用上、原則として、補償金・保険金は、第一に原状回復に於て、次にその余分がある場合は死亡等原状回復が不可能であるか不適当な場合に、その金額の範囲内で最も有効な自立計画を作成しその実施のために於てるよう相導することと適當である。

災害等により損害を被つたことによる補償金等が、相続等によってその被保護世帯に支払われる場合は、ここにいう「被保護者が損害を受けた」という要件に適合しないので対象とはならない。

ただし、同一世帯に属さない場合でも被保護者の親族が災害等によって死亡したときなどに扶養関係が断たれる等被保護者自身がそのことによって損害を受け補償請求が生ずる場合があり得る。これは、被保護者自身も精神的、財産的に損害を被つたことによる補償金であつて右に述べた相続等によって取得される金銭とは性質を異にするものであり、収入認定除外措置の対象となる。

ウ「臨時的」に受けるものであること。

今回の収入認定除外の措置は、社会の実態に對するといふ基本的趣旨に加え、臨時的に一定のまとまった金銭が被保護者に支払われるという状態に對して、これを救済として自立更生を強力に図らせようとするものである。したがつて、補償金は保険金が分割されて支払われる場合、すなわち長期にわたり毎月あるいは年毎定期的に支払われる場合はその支払われる金銭の目的、形態ともに當然生活費に於てべきものであり、これをもつて自立更生の用途に於ては、一般的にみて適さないものであると考えられるので、収入として認定することとしている。

臨時的に受ける金銭とは、総額が当初より確定しており、これを一回ないし数回分割で支払われるものをいう。

(二) 自立更生のための用途に供される額の認定について

(1) 述べた要件に該当する補償金・保険金のうち、収入として認定しない取扱いとされるのは、現在又は将来において当該世帯の自立更生のための用途に供される部分に限られる。

この場合、その金銭を損害を被つた直人のために直接使用しなくても、子供の修学等、その世帯の自立更生に資する用途に供されるのであるなら差しつかえない。

- 保護課長通知(昭和三十八年四月一日社保第三四号)に新しく問答を加え、自立更生のための用途に供される額の認定基準が示されたが、その内容は次のとおりである。なお、この認定基準は、専断金を収入認定しない取扱いとするとともに同様に適用される。
- 自立更生のための用途に供されるものとして認められる額は、大別して次の二つの経費に於てられる額であること。

- (1) 原状回復に要する経費
 - 生活基礎の回復に要する経費
 - 被保護者が災害等により損害を受けた事業用施設、住宅、家具、什器等の生活基礎を補修、修理が扱われた場合のその生活基礎を復させるための経費
- (2) 自立計画の実施に要する経費
 - 賠償のほかに、保護の実施機関が当該被保護世帯の構成、世帯員の稼働能力その他の事情を考慮して被保護世帯に對し相導のうえ立てさせた自立計画の遂行に要する経費を収入認定から除外する。
 - 運用上、原則として、補償金・保険金は、第一に原状回復に於て、次にその余分がある場合は死亡等原状回復が不可能であるか不適当な場合に、その金額の範囲内で最も有効な自立計画を作成しその実施のために於てるよう相導することと適當である。

- 医療のための用途については、世帯員の傷病や、本人の傷病で(1)以外のものである場合、医療扶助基地による医療に要する経費及び医療を受けることに伴つて通常必要と認められる経費の合算額を限度額とする。
- 医療のための用途については、世帯員の傷病や、本人の傷病で(1)以外のものである場合、医療扶助基地による医療に要する経費及び医療を受けることに伴つて通常必要と認められる経費の合算額を限度額とする。
- 医療のための用途については、世帯員の傷病や、本人の傷病で(1)以外のものである場合、医療扶助基地による医療に要する経費及び医療を受けることに伴つて通常必要と認められる経費の合算額を限度額とする。
- 医療のための用途については、世帯員の傷病や、本人の傷病で(1)以外のものである場合、医療扶助基地による医療に要する経費及び医療を受けることに伴つて通常必要と認められる経費の合算額を限度額とする。

いったん修学費全額を社会福祉法人等
適当な者に預託し、毎月、必要額を受
領することとするものである。

高専、大学等の修学について特にそ
の必要が認められる場合は、(3)に述べ
る取扱いにより、厚生省に協議のうえ
決定する。

(3) 用途に関する特例

其補償額が、当該世帯に関する各般の
状況を調査検討して、補償金等(1)及び
(2)に挙げた用途に於て特に特別な事情が
あり、むしろ、これらのもの以外の用途
に於て用いることが、当該世帯の自立更
生を図るうえにおいてきわめて適切であ
ると認められる場合は、(2)に示した用
途について限度額を超える経費が必要で
あると認められる場合には、あらかじめ
その用途等について厚生省社会局保護課
長と協議したうえで、特例を認める途が
期かれています。

この場合は、特例を必要とする理由、
対象となる補償金・保険金の額、自立計
画及び当該世帯保護課の状況を記載し
た協議書提出する。

(4) 保護費との調整

▽ 今月の話題 △

消費者物価と生活水準

最近、消費者物価の上昇をめぐり話題
新聞、テレビ等でしばしば取りあげ

られていますが。そこで今回は、消費者物
価の上昇と保護世帯の生活水準との関係

それぞれ価格が異なります。ところで、
これらの品物の価格は高くなったり、安
くなったりしておられますが、ふつう値上
がりした品物の方がたくさんあるばかり
に、私達は物価があがったと感ずります。

いかえれば、私達が昨年一千円である
程度の買ひものができたのに、本年は昨
年に比べてわずかな高物しか買えなくな
ったと感じたときに、私達は物価があが
った、実感として感ずります。このこと
は、お金の価値が前よりも高かったこと
を意味するわけです。このような物価の
動きを、人びとの主観的な感ずり方とし
ても、もっと客観的根拠のある、しかもわ
かりやすい単純な数値であらわしたものが
消費者物価指数です。ちょうど温度計
がその目、その目の気温を測るように、
消費者物価指数は、物価の動きを総合的
に測るモノサシの役目を果たすものといえ
ましょう。そして、この消費者物価指数
は、物価上昇に対する目安などといわ
れ、国の経済政策にとって大変重要な指
標となっていることはあらためていうま
でもないことです。

さてこのような消費者物価指数はど
んな方法で作られているかについて簡単に
述べてみましょう。

まず、家庭の主婦が買ひものにでかけ
る際、持っている買物かごを、大きくし
たものによって考えてみましょう。この
大きな買物かごの中に指数の基準時的主
婦が実際に買ひした品物を家計簿か

補償金・保険金等によってあられる経
費については、生活保護による給付が行
なれることはない。補償金等によって
すでに満たされているか、満たされるこ
とが確定している必要に對しては、生活
保護制度が積極的に給付すべき必要も
はやいしないものであり、扶助費を支給
することはあり得ない旨を入念的に規定
したものである。

三、その他関連する諸問題点について

(一) 被保護者の保険加入について

要保護者が保護開始申請時に保険に加入
していた場合の取扱いについては、生
活保護法四章第一七条の四に示され
ているように、要保護者の利用し得る資
源として活用させるのが原則である。

しかし、被保護者が、保護開始後に、
低生活水準に認められる範囲の生活上のや
りくりによって、保険料を提出して任意
保険に加入することは認められるもので
ある。この保険が満期となって保険金が
支払われたときは、臨時的な収入として
取扱われるが、保険期間中に、災害等に

保護による扶助と併行して、扶助によ
っては賄い得ない範囲で自立更生に資す
ると認められる部分の経費に補償金等をお
けることは、さしつかえない。たとえば
就職支度費として、就職のための直接必要
とする洋服類、服物等の購入については
生業扶助を申請し、勤務先の特典事情に
より自費で賄えねばならない道具類を補
償金等をもって購入する等の場合が考え
られよう。

なお、かかる形限の保険加入について
は保険料を必要経費として認めることは
適当でなく、控除の取扱いはされないも
のである。

(二) 保護開始前に生じた損害に対する
補償金等の取扱いについて

保護開始前に生じた損害に対する補償
金等は、それが、保護開始後に支払われ
た場合であっても、収入認定除外の対象

については正しく理解して頂くために、消
費者物価とはどんなもので、どんな方法
によって作られているか、また、生活保
護基準の策定にあたって消費者物価が配
慮されているかどうかについて簡単に

ら調べて、それらの品物を入れます。そ
して、この買物かご全体のねだんを考え
るわけです。このかごの中には、昭和四
十年に於いて家庭で購入した総ての品物
が入っていますから、このかご全体の値
だんが仮りに二万円(月平均)であつ
たとします。つまり、この昭和四十年
の買物かごと同じ中身を昭和四十三年の
四月に買ったとき、仮りに、この金額を
一万二千円にします。これは昭和四十
三年の生活をするために昭和四十三年四
月で物価が値上がりしたことによって
二万二千円かかるようになっていてとい
うことになるわけです。この買物かご全
体のねだんを昭和四十年の二万円を二〇
〇とし、昭和四十三年四月の二万
二千円は一一〇となります。これが昭
和四十三年を基準時とした昭和四十三年四
月の消費者物価指数ということになりま
す。

では次に、生活水準と消費者物価との
関係について述べてみましょう。さきほ
ども述べましたように、消費者物価指数
がありますとお金の価値がさがるとい
う関係があります。したがって、生活水
準の向上の度合をみる場合には、表面上
の金額、つまり各日生活水準の比較だけ
では正確ではありませんので、同時に実
質的生活水準によって行なってみること
が大切となります。この実質生活水準の
算定は、名目生 活水準を貨幣の購買力に
換算するために、物価指数によって

除して行ないます。実質水準はこのよう
な算定方法によって表わされますので、
ある年度において前年度の生活水準を維
持するためには、当然前年度の生活費に
消費者物価の伸びを乗じた生活費でなけ
れば、生活は少なくとも前年度よりは低
下することになるといえます。

以上のように、生活水準を考慮する場
合には、生活水準の動きと消費者物価の
動きとを区別して考えてきましたが、保
護世帯などを訪問しますと昨年の生活費
が一月一万五千円であったのが、本年
は一万七千五百円の生活費になった、こ
れは物価が非常にあがり、このように一
割程消費者物価があがったのだと語られ
る方がいますが、これは次のように考え
るべきです。生活費は物価があがればも
ちろんふえますが、物価があがらなくて
も前より品物を沢山買うとか、より高級
なものを買うことによってもふえます。

このことは、生活水準の向上によるもの
であつて物価上昇とは区別して考えなけ
ればなりません。たとえば、最近保護家
庭で電気代が以前よりも多くなつてい
ますが、これは電気代の料金があつた
ためだといふ考えられがちです。しか
し、実際には、電気器具の使用が保護の
実業扶助上、容認されたためなどによ
り、それだけ消費量がふえたからでもあ
るのです。したがって、消費者物価の動
きと生計費の動きとは区別して考えなけ
ればならないわけです。

……生活扶助基準への配慮……
生活扶助基準の引上げについては経済
見通しにおける個人消費支出の伸びや消
費者物価の伸び率、さらに最近における
一般世帯の消費水準の上昇の実態等を考
慮し、一般世帯と保護世帯との格差が縮
少されるよう十三%の引上げが行なわれ
ました。このように基準の策定にあつ
ては、消費者物価の動きについても当然
考慮されているわけです。では次に、こ
の生活扶助基準十三%の引上げはどのよ
うな実質水準になっているかみてしま
しよう。生活扶助基準の十三%はいまど
もなく名目の伸び率です。また、経済企
画庁が本年当初に発表しました経済見通
し消費者物価指数(全国)は、前年度よ
り四・八%上昇すると予測されておりま
す。したがって実質水準としての伸びは
上述の算定方法から算定しますと次のよ
うになります。(昭和四十三年度生活扶
助基準改定率)十三%+(昭和四十三年
経済見通しによる消費者物価指数)四・
八%=(昭和四十三年度における実質生
活水準の伸び率)七・八%。

とらえない。
本来、損害を受けたことによつて補償
等を受けることができるときは、これを
實力として取扱い、訴訟中であるため直
ちに補償が期待できないような場合で必
要があるときには、生活保護法第四條第
三項の急迫保護を行なうものであり、後
に補償金等が支払われた場合には、同法
第六三條に基づき費用の返還義務が生ず
ることとなる。

(三) 補償金等の預託について
補償金・保険金が将来自立更生の用途
に於てることを目的として適当な者に預
託されたとき、この場合の適当な者は
社会福祉法人、新聞社、当該被保護世帯
の自立更生を援助するため特に設立され
た団体等金融機関以外の者であつて、こ
れらの金銭を安全に管理し得ると認めら
れるものをいう。

また、補償金等を預託することにより
収入として認定しないこととする場合
は、事前に厚生省社会局保護課長に協議
する取扱いとされていることに留意され
たい。

……厚生省保護課)